

## 日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）

池田十吾

### 米国大使のシベリア有望説

二月八日、フランス駐露米国大使は本国政府に対し「シベリアは人口一千八百万、面積は米国の二倍、土地は豊かにして、鉱物および森林に富んでいる。そのシベリアが別個の政権を樹立せんと計画中であつて、公選の代表者を以つて組織する憲法会議が三月に開かれ、政体を決定し官吏を任命することになつてゐる。すでに米国との緊密な通商関係の樹立を希望し、米国資本を歓迎する旨を発表してゐる。本使は右の政府が適当に組織され、しかも戦時中生産品をドイツに売却しないという十分な保障を与え得れば、借款を与えるよう米国政府に推薦する旨を約束した。シベリアの氣質は保守的社会主义であつて、ボルシェビイズムには反対である。シベリアはロシアの最も頼りにしている所であつて、その住民は日本が支配権を握ることに関し、大変懸念している」と、上申してゐる。<sup>(2)</sup>

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）（池田）

### 日本のシベリア鉄道占領を力説する英國陸軍省

連合側最高軍事會議と米国政府との連絡係を務めている米国人・フレージャーは、二月十九日、フォッシュ将軍の幕僚から一つの文書を内密に入手した。この文書は、二月十五日、英國陸軍省からフランス参謀本部に提出され、日本とのシベリア干渉問題を取り扱つたものである。その内容は次の如くである。

日本が決然としてシベリアに干渉し、ウラジオストックからチエリヤビンスクまでのシベリア鉄道を占領すれば、ロシアおよびシベリアにおける民族的分子に力を与え、無政府分子の勢力を凌ぐ結果になり、ルーマニアを救い、ドイツの軍隊を西部戦線に回すことを阻止することになる。

日本はいつでも行動を執る準備をしている。この行動にはわずかに六個師団半を要するのみである。日本の唯一の条件はこの行動に対し、国民の同意を得る必要上、日本単独の行動を許してもらいたいということである。英仏両国は、すでにこの行動に関する主旨を受諾し、米国が躊躇する態度を打破することを欲している。

日本の軍隊がシベリアに出兵することはロシアの各派をして、日本に反対することに一致団結せしむるという議論があるけれども、シベリアおよびロシアからの情報によれば、これらの両地方の秩序の回復を欲する分子は、全て活発な干渉を要求することは確実であり、またロシアの各階級は日本の干渉を求め、多数のロシア士官は日本軍に勤務せんとさえ求めている。

もし、ドイツがロシアおよびシベリアを支配することが大なる危険であるとすれば、日独両国が全世界を支配す

ることは、さらにはるかに怖るべき危険である。この危険を除くには、日本を直接かつ実際にドイツの反対側に立たしむる必要がある。しかし、日本は戦争の当初からドイツの反対側に立つことを避けているかに思える。しかしながら、この干渉のために日本の威信が増大して、東洋における英米仏の威信は逆転せられる不利は認めざるを得ない。だが、日本はそれがために何らの物質上の利益は得ないであろう。なぜならば、朝鮮および台湾の占領の歴史が示す如く、日本人は外国人を支配し、統治するように心理的に構成されていないからである。<sup>(8)</sup>

この文書は、一月二八日付英国政府の対米覚書に「英國參謀本部の強い意見によれば、シベリア鉄道こそ利用しなければならないし、また日本さえ援助を拒まなければ利用し得る」という一節と相照応するものであつて、バルフォア外相が米国大使に対し右の計画は放棄したということとは矛盾する。英國陸軍省が日本を利用せんとする意図があつた。日本がドイツに接近することを恐れており、現実にそれがために、絶えず日本をドイツの反対側に立たして置く必要があると認めていた。また、米国政府が日本のシベリア出兵に反対する表面の理由は、「ロシア人の反感を招くことを恐れている」ということについた。

### 日本と支那との軍事的協力に関する米国の意見

ラインシャー駐支米国公使は、二月一二三日付電報を以って、〔一〕日本政府は支那政府に対しシベリアの秩序回復のために、日支間の協力を提議すること、〔二〕支那政府はこれを承諾し、その旨を東京の支那公使に訓令したこと、〔三〕支那政府はこれに関し、極内密に米国政府の意見を求めたこと、〔四〕日本は、右の協力に関する細目を支那に示していないと

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）（池田）

いう支那政府からの秘密の通報を受けたと本国政府に報告した。実は、この件に関しては駐米支那公使からも直接米国政府に対し、支那政府はいかなる立場を執るべきかの質問があつたので、米国政府は一月二七日午前、支那公使に「日本が軍事占領を必要と認めた場合、支那にとつて最も賢明な方法は、支那政府がシベリア鉄道の満溝を通過する部分を占領し、これを守備するにある」と答えた。<sup>④</sup>

#### ロシアにおける軍需品の買占めを日本に提議する仏国政府

二月二三日、駐日仏国政府は本国政府の訓令に基き、本野外務大臣と会見した。仏国大使によると、ロシアにおける軍需品がドイツの手に陥ることを阻止するため、これを買収し貯蔵することに関し日本の協力を強調し、同時にシベリアに対する輸出を全部停止するよう日本に要請した。本野外相はこれに対し、[一]かかる措置は、鉄道を管理しなければ無益でありかつ実行不可能であること、[二]日本の輸出はすでに減少し、ウラジオストックの住民の必要とする程度に限られていること、[三]連合諸国が日本のシベリア干渉に同意を与えないことは遺憾であること、[四]この干渉の必要性は日々に切迫しているので、日本は一切の準備を整え即時に行動を執り得る状態にあること、[五]米国は干渉を好まないと信ずるけれども、もし英仏両国が同意すれば日本は進出し得ること、[六]日本はイルクツークまで行く準備をしているが、それ以上はその時になつて連合側と協議し得ること、[七]やがて、日本がもはや待ち得ない時機が来るのこと、[八]連合諸国は単独講和を行なつたロシアの重大な背信行為を見過し得ない。もしこれを見過せば、他の同盟国の離反を導くことになる、と答えた。<sup>⑤</sup>

## 日本の単独出兵に非友好的なロシア国民

### ——米国陸軍士官のシベリア情況視察報告——

二月二十六日、米国政府は英仏両国に駐在する米国大使に対して、「最近、東部シベリアの情況視察旅行をして、た信用すべき米国陸軍士官(在支米国公使館付武官・ドライスデール中佐)の報告によれば、ロシアの国民は日本の軍隊が単独でロシアに入ることに対しても、最高に明白に非友好的である(most decidedly unfriendly)」旨を各國政府に口頭で申し込まれるよう電訓した。二月二十八日、シャープ駐仏大使がピヨン外相に面会して右の訓令を執行した時、同外相は「[最近の形勢は日本軍のウラジオストックへの派兵を要請していること、]東京からの報告によれば、連合諸国が同意と賛成を与えれば、日本は単独行動をとるかもしれない様子であること、[日本]の単独行動から生ずる究極の可能性の一つは、日本とドイツとの間にロシアを分割する何等かの同盟が成立すること、四仏・蘭・西政府としては、米国の参加する共同行動に依る以外は何等の行動も執らない覚悟であるが、一体いかにすれば連合諸国の軍隊を日本軍に合同させることができるか、その方法が判らないこと、[日本]がなぜ単独行動を要求するのか判らないが、日本がこの要求を無理に行なわなければ一層好印象を与えること、[い]すれにしても戦争が済んだ後、日本軍を撤退するという完全な諒解と合意とが、日本と他の連合国全部との間に成立しなければならないこと、[なぜ]米国が日本の単独シベリア干渉に反対するのか、その理由が知りたい」と語った。この最後の点に関しては、その前日、米国大使がカンボンおよびクレマンソーと会談した際にも両氏から同一の質問が提出され、速やかに日本軍のシベリ

ア進出を望む旨の申し出があつた。

翌二月二八日、シャープ大使がマクラコフ・ロシア大使に会見した時、ロシア大使は「ロシアの状態は絶望的であつて、もし日本軍が米国を含む連合諸国の賛成を得て、ロシアに入ることがあれば、ロシア人の大部分はこの行動を真にロシアの利益になると考へるであろうこと、〔一〕だが、日本のこの行動には必ず米国がこれに参加する必要があること、〔二〕日本単独の行動に対しても、ロシア人は疑惑の念をもつてこれを見ること、〔三〕米国がロシアに対する友情とその公平無私なることは、この行動の善意の保障になること、〔四〕この行動は日本がウラジオストックにのみ踏み止まらず、シベリアを奥深く進出した場合においてのみ、連合諸国の援助になること（この点に関しては、ピョン外相も米国大使に対して単にウラジオストックのみを占領する計画は許されないと述べている）、〔五〕シベリアのような広漠たる土地に日本が出兵して、果してドイツに対抗するのに直接の効果があり得るかに関しては、現在の計画ではないかも知れないが、もし日本軍がコーナカサス地方まで進攻すれば、同地の資源がドイツ軍もしくはトルコ軍の利用する所となつていることを阻止し得ること、〔六〕シベリアから的情報によれば、前黒海艦隊司令長官・コルチャック提督は、ボルシェビイストがロシアの政権を握るや否やロシアを去つて目下東京にいるとのことであるが、同提督はロシアにおける大人物の一人であつて、同提督が東京にいることは意味がある、と語つた。

なお、同日（二月二八日）、東京のモーリス大使は、仏・蘭・両政府が極内密に日本政府に向つて、日本が即時にシベリアに行動を開始せんとする希望に同情すること、ならびに本件に関しては他の連合諸国とも意見の交換中である旨を通告した、と本国政府に報告している。二月二八日、日本政府は次の如き声明を発してその態度を明らかにした。

日本政府は、まだシベリアに軍事行動を開始する地位に立っていない。ロシアにおける混沌たる事態の下における形勢に対しては、目下慎重に考慮中である。政府がなんらかの決定に到達するには、今しばらく時間がかかると思う。最終的決定をなすまでには、連合諸国の見解を確かめかつ完全なる諒解を遂げる必要がある。<sup>(2)</sup>

### 日本の自重を要望する米国政府

英仏両政府は、しきりにシベリア出兵の必要を主張してやまない。米国政府は日本の理性を信じ、シベリア出兵の非を説いている。この間にあって、日本政府は英仏と同様に出兵の必要を認めながら、米国政府の態度を懸念して慎重的態度を改めない。いわゆるジレンマの状態にあった。しかしながら、英仏両国政府の説得が効を奏したのか、また、ウィルソン大統領自身の心境に変化を来たしたのか、二月二十八日頃、大統領は次の如き覚書を起草した。

米国政府は事態の変化あることに米国国民の願望は、全力を擧げて連合諸国に協力すると同時に、外交上においては他の連合諸国に不義理にならない限り、自由の立場にいたいと思うことを断えず知らせている。米国政府が連合諸国と合同して、日本政府にシベリアに行動してもらうよう依頼することを賢明と考えるのは、右の理由に基づくものであるけれども、連合諸国が日本政府に右の依頼をなすことに反対するものでない。米国政府は、日本政府がシベリアに軍隊を入れることはロシアの同盟国として入れるのであって、シベリアをドイツ軍の侵略とドイツの陰謀とから救う以外の目的を持たざること、また、シベリアの永遠の運命に関する一切の問題を、講和会議の議決に委ねることに日本政府が賛同することに全幅の信頼を置いていることを確信するものである。

三月一日、國務長官はこの覚書をポルク國務省參事官に手交し、英仏伊三国大使に内示するよう命じた。同日、ポルクはこれを仏国大使および英國代理大使に内示した。両大使ともこれを通説し、仏国大使は「米国政府はこれに対する仏国政府の回答を待つ必要なく、即刻この覚書を電報すべきである。仏国政府は既に日本政府に實際上右の依頼をなし、米国政府がその依頼に満足しているかを知りたいために、その確認を待ちつゝあるのみ」と述べた。ポルクはこれに対し、米国政府は英仏両国政府からの知らせがあるまで待つと答えた。翌三月二日、イタリア大使に内示した。同大使はその写しを持ち帰ると同時に、イタリア政府は〔シベリアにおける行動は、何事も米国政府を満足せしめるものでなくてはならない、〕〔シベリアにおける行動は、日本単独に行なわしてはならない、〕〔日本がシベリアの領土を保有する意図なきことの保障を与えるよう、以上三つの条件を必要とする旨を述べた。

同日（三月一日）、日本の代理大使もポルクを訪問したが、ポルクは右の覚書を示さなかつた。田中代理大使は「日本立場に反対することで、何か米政府から承ることがあるか」と尋ねた時、ポルクは「数日中に腹蔵なく申し上げたい」と答えた。田中代理大使は「米国側に、更に事実の調査でも待ちつつあるのか承知したい」と申し出た時、ポルクは「いづれ追つてお知らせする」とのみ答えた。米国政府が腹を決めたのかどうか、あるいは米国政府がどんな態度を執るかに関しては、故意にコミットすることを避けた。

翌三月三日、ポルクは大統領との問題を論議した。大統領はポルクに対し「日本政府と意見を交換するよう」命じた。だが翌日（三月四日）、ポルクは再び大統領に呼ばれ「日本政府への通告は追つて命令するまで待つよう」言い付けられた。<sup>(3)</sup> 翌三月五日、ポルクは三度大統領に呼ばれ、前記の覚書に再検討を行ない、多少の修正を加えた上、次の如き確定案を得て、同日ただちにこれを東京に発電した。ここで修正を加えた個所は「米国政府は、連合諸国と

合同して日本政府にシベリアに行動してもらうよう依頼することを賢明と考えないけれども、連合諸国が日本政府に右の依頼することには反対するものでない」という一節を削除したものである。

米国政府は目下シベリアにおける事態ならびにその救済策に関し、最も慎重かつ懸念ある考慮を加えた。米国政府はシベリアの各州が最も危険な無政府状態に晒され、かつまたドイツの侵略および支配の危険に直面していることを承知している。米国政府はもし干渉を賢明と考える場合、日本政府がその事業を引き受くべき最良の地位にあり、かつ最も効果的にこれを成し遂げ得るという連合諸国政府の見解に賛成するものである。更に、米国政府は日本政府に最高の信頼をもつものであって、米国政府自身の日本政府に対する感想は、喜んで右の事業を日本政府に委託せんとするものである。しかしながら、米国政府の所見によれば、干渉の賢明性を最も疑問とすることを卒直に述べざるを得ない。米国政府は、もし干渉を行なうとすれば、日本がロシアの同盟国としてロシアの利益のために行ない、かつシベリアを安全に保持することを唯一の目的とし、しかもこの問題を最終の講和会議の絶対的処分に任せるとするという極めて明白な保障が与えられるべきものと考える。米国政府は再度日本政府に対し、その最も温き友情と信頼とを披瀝し、かつ友情に基づき腹蔵なく披瀝した前記判断を日本政府において賜わらんことを願う。

三月五日、米国政府は右の覚書を東京に電報すると同時に、英仏両国代理大使にこの写しを渡した。英國代理大使は「英國政府は、既に三月一日の覚書に基づき東京に訓令を発した」と述べた。その訓令は英國政府が實際上日本政府に進出を依頼すると同時に、日本側において干渉の動機が公平無私であるということを卒直に声明する必要を強調したものであった。イタリア大使は米国の立場に同感した模様であった。

翌三月六日、ポルクは田中代理大使を招き東京への電報を読み、「米国としては、連合諸国および米国にとつて賢

明であると認めた見解を披瀝したに過ぎないこと、〔二〕問題は日本ということではなく、いかなる他の国が関係しても、米国としては同一の所感をもつてのこと、〔三〕米国としてはその見解を求められたがゆえに、卒直に述べたのみであること、四昨年（一九一七年）十二月、本件がパリの最高軍事會議において討議された際、パリおよびロンドンの日本大使は、シベリアに干渉することは日本にとって誤ちであるというハウス大佐の意見に賛成していると述べた。田中代理大使は國務省の取り扱いに満足の意を表わし、「米国政府に別の動機がないことを信じている」と述べた。

しかしながら、田中代理大使は「米国政府がこのような立場を執るに至った理由は、米国が十分な情報をもつていないと感じたからであるか否かを知りたいこと、〔二〕従つてもし米国政府が今後干渉の必要を示す情報を入手した場合、その立場を変更するか否かを知りたいと尋ねた。ポルクはこれに対し「米国政府の入手する一切の情報は、いかなる外国といえどもシベリアに進入することは誤ちであることを示していること、〔二〕しかし事態が変化すれば、米国としてもこの新事實を考慮し、あるいは米国の立場を変更することが望ましくなるかも知れない。例えばドイツがしばらくの間、ロシアを支配するに至った後、ロシア人自身が干渉を要求した場合の如くであると答えた。

三月七日、モーリス大使は本野外相を訪問して前記の覚書を朗読し、その写しを手交した。その際本野外相は、米国政府の通告が卒直にしてかつ友好的なことを感謝すると同時に日本政府は未だかつていかなる国に対しても正式な要請を行なったことなく、東部シベリアの事態に關しては何等決定に達していないのであって、單に意見の交換を求めたのみであると答えた。三月九日、外交調査会が開かれ長時間に審議が行なわれたが、何等のステートメントは発表されなかつた。

他方、英國政府は前述の如く、三月一日の米国政府の原覚書に基づき、三月六日、バルフォア外相から東京の英國大使に対し、連合側の同僚大使の合同会議を開催し、シベリア干渉の得失に関し、連合諸国政府の見解を具現する共同提案を作成し、これを日本政府に提出すべきことを訓令した。<sup>(3)</sup> 三月十一日、本国政府の訓令に基づき、英國大使は本野外相を訪問して、非公式に日本のシベリア干渉の得策を提議した。英國大使の提議した計画によれば、英國政府から仏伊両国政府の支持の下に、正式の要請状を提出すると申し出た。本野外相はこれに対し、この提議がもう少し早く提出され、日本の世論の干渉に好都合の際に行われなかつたことを遺憾とした。<sup>(4)</sup>

### 米国との親密な連繋を執る日本政府

三月七日、米国大使の覚書を接受した日本政府は外交調査会の議を経て、三月十九日、次の如き機密覚書を米国大使に手交し「日本政府としては米国と他の連合六ヶ国との間に適当な諒解の成立しない行動は、いかなるものもこれを避ける意図であるけれども、もしシベリアにおける敵対行動が、日本の国家的安全もしくは緊急な利益を害する程度に発生すればやむを得ず自衛手段を執る」旨を明らかにした。<sup>(5)</sup>

日本政府はシベリア問題に関する三月七日付米国大使の覚書を最も慎重に考慮した。日本政府は右覚書において、日本政府に示された友好の感情および信頼の念、ならびにこの重大問題に関する米国政府の見解を、最も卒直に日本政府に通告したことを深く多とする。しかもシベリアにおけるドイツの邪悪な活動を阻止するため、連合諸日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）（池田）

国政府から提案されている干渉問題は、何等日本政府から願望を表明し、また提議をしたことに基づくものでないことを明らかにする必要がある。それと同時に、日本政府はシベリアにおける混沌たる状態に重大な関心を寄せているものであつて、シベリアに対するドイツの侵略の重大なる危険を十分に承知するものである。日本政府は常に連合諸国の共同目的に対し、できる限りの貢献をなさんと思っている。よって、連合諸国政府からの申し出のいがなる行動計画に対しても、できる限り誠実に受諾する用意がある。

日本政府の所感によれば、このような計画の成功は主として対独戦争に連合する大国の全ての全面的支持に依存していると思う。従つて、日本政府としては米国政府と他の連合諸国との間に適当な諒解の成立しない行動は、いかなるものも避ける意図である。シベリアにおける敵対行動が、日本の国家的安全または利益を害するに発展すれば、日本は直ちに有効な自衛措置を執るかも知れない。日本政府はかかる事態になった場合、この強要された戦いに対し、米国政府の友好的支持に信頼し得るものと信ずる。いずれにせよ、日本政府は日本がロシアの領土内において執ることを求められているいかなる行動も、何ら侵略的動機もしくは傾向に左右されることなく、また日本が厚い友好関係を維持せんとするロシア国民に対する深甚な同情においては、少しも変わることなきを米国政府に確言し得る。

米国政府はモーリス大使から右の機密覚書を受け取り、三月二十二日正午、同大使に対し〔一〕シベリア問題に関する米国政府の通告を受領した日本政府の精神を真に多とすること、〔二〕日本政府が卒直にその所見を覚書に示したことは最も欣快に堪えないのみならず、もし然らざる場合には起ころるものもしない誤解を除去したこと、〔三〕米国政府もまた同一の公正および友好の精神を以つて、シベリアに現存する重大状態によって惹起された困難な諸問題を受理するに

当たり、得策と認める方針に關し、米国政府の見解を自由に披瀝するを怠らないこと、(四)米国政府は、また日本政府がシベリアの事態に關し發表することあるべき意見に対しては、慎重にして同情ある考慮を加うることを、本野外務大臣に申し入れるよう電訓した。

米国政府は日本政府の機密覺書に接する以前、日本がいかなる態度を執るか心配であったと見え、秘密に本野外務大臣に日本のシベリア出兵に対する米国政府の態度は、これを得策と認めた場合、かかる行動を執るに至らしめた動機に關し、何等疑惑を抱いている結果でないことを諒解してもらいたいこと、(一)米国政府は日本が共同の大戦に忠義を尽し、また、戦争に対する任務を非利己的に負担せんとする願望をもつていてることに絶対的信頼をおくこと、(二)米国政府の態度は米国政府が各種の方面から入手した情報により、この行動がロシア国民に悪い精神上の結果を与える必ずやドイツの利益になると結論せざるを得なかつたこと、並びに米国政府の所有する証拠によれば、かかる行動の軍事的結果は、これに伴う精神上の損失を償うに不十分であることを示したからであること、(四)米国政府は日本政府の誠意に信頼をおいていること、並びに米国政府の政策に關する理由が誤解を受けないことを切望する旨を強く申し入れるよう訓令した。<sup>(6)</sup>

### モーリス米国大使の総合的観察

三月十九日付の日本政府の機密覺書を以つて、英國政府の発議によるシベリア干渉問題は一段落を告げた。モーリス大使は今までの経過を次の如く総括して本国に報告している。<sup>(6)</sup>

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度 (二) (池田)

一九一七年十二月十四日、東京駐在英國大使は本国政府の訓令に基づきウラジオストックにおける資材および弾薬を保護し、かつ緊急の場合黒龍およびシベリア鉄道を管理するため、連合諸国はシベリアにおいていかなる行動をとるべきかに関し、日本政府と非公式の討議を開始した。

シベリア問題にイニシアティーブをとったものは英國政府であつて、十二月十四日以前には、日本政府は眞面目に干渉問題を考慮していなかつたようである。従つて、日本政府の機密覚書に「連合諸国の提案による干渉は、何等日本政府の願望もしくは提議に基因するものでない」とあるのは全くその通りである。日英両国間の秘密會議の結果は、一九一八年一月五日、ウラジオストックに対する日英両国軍艦の派遣となつた。この行動は初めて東部シベリアに展開中の重大事態に対し、広く世界の注意を喚起することになったと同時に、その後數日にして米国軍艦・ブルックリンの横浜到着も論議的的となつた。本使が寺内内閣内に意見の分裂があることを知つたのはこの頃のことであつて、後藤内務大臣との数次の会談を遂げた結果である。本野外務大臣は当初から英國政府の提議に応じて、シベリアに何等かの軍事的行動を執らんとしていた（外相はこのことに関し參謀本部の支持を受けていた）。しかししながら、寺内首相および後藤内相は慎重で、日英同盟協約の条項に基づいて英國と行動を執ることの賢明を疑つた。本野外相は干渉計画の予備行動として、英國政府に日本の単独行動に同意するよう要求した。英國政府はこの要求に対し回答を与えなかつたけれども、仏國大使は本国政府から英國大使と共に日本政府の要求に応ずるよう訓令を受けた。この頃から日本政府部内および外交団の間にシベリアの事態に関するけたましき報道が流布され始めた。だが、これらの報道のほとんどは仏蘭西側から出たものである。それと同時に、日本軍隊の行動に関する報道がしきりに伝えられ、帝国議会および新聞は政府に対し、速やかにシベリアにおける日本の利益擁護に関し

有効な措置をとるよう主張した。本野外相は仏国大使に対し「日本は長く待ち得ない。ことにロシアがドイツと単独講和を行なった後においてなおのことである」との意見を述べ、連合諸国間における方針が統一を欠いていることを遺憾とした。

二月二十八日、日本政府は未だシベリアに軍事的行動を開始すべき地位にないこと、並びに日本が決意するまでには相当な時間のかることを公式に発表した。本使は日本政府のこの決意は、主として米国政府がその態度を明らかに表明した結果であると感ぜざるを得ない。その時以来、世論もある一部の利害関係ある方面を除いては明らかに変化した。

三月十三日、英國大使が非常に遅れた返事を日本政府に与えて、日本にウラル山脈までの軍事占領を提議した時は、日本の世論の退潮時であった。本野外相はこの提議が今少し早く日本の世論が好都合の際に来なかつたことを遺憾とした。実際、一時は即時干渉すべしという世論の要求に服従しなければ、内閣は持続し得ないかの如くに見えた。しかしながら、冷静な判断が一部を占め、政府が数次にわたる外交調査会の議を経て決定した結論は、責任ある方面全体における一般的賛成を得て、慎重な態度になつた。今日においては興奮も殆んど全く解け、事態が一変しなければ政府は何等の行動を執らないと声明した。本使はかかる危機を通じ政府、議会、新聞、実業界の代表的人物と数次の会談を遂げ、米国の公平无私な動機を知らしめ、日本の誠意に全幅の信頼をおいていることを明らかにすることに努力を惜しまなかつた（中略）。

今後日本の政策に変更のあり得ることは考えられるけれども、もし変更があり得るとすれば、それは日本がシベリアに干渉したいという欲望以外の理由に基づくものである。

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）（池田）

モーリス大使のこの総合的観察は複雑な交渉の経過を大体限無く伝えてゐる。

### フランス駐露米国大使の本国への電文

三月九日、フランス駐露米国大使は本国政府に対し、〔一〕ボルシェビイスト派の新聞も、反ボルシェビイスト派の新聞も日本軍の侵入が切迫していることを報じ、激烈なる反対意見を発表していること、〔二〕最近、トロッキー外相並びに参謀総長に面会した陸軍武官の機密電報によれば、たとえ対独講和条約が批准されても、なおドイツと戦う意図をもつてゐること、〔三〕日本が出兵することの不賛明なことはいかに力説しても及ばないこと、〔四〕ソビエトの大会は対独講和を批准するかもしれないが、もし米国政府から日本の侵入説には根拠のないという確信を得れば、ソビエト大会は屈辱的対独条約の批准を拒否すると思うこと、〔五〕ボルシェビイストこそドイツの進撃に抵抗し得る唯一の勢力であるから、誠実にドイツに敵対するならばこれを援助すべきであること、〔六〕大使は依然としてロシアおよびトロッキーは、ロシアを崩壊せしめんがためにドイツから資金を受け、失敗したものと確信すること、〔七〕従つてドイツとしてはロシアに対する悪魔の如き目的を達成した今日、レーニンやトロッキー、並びに彼等の用いた手段に用はないこと、〔八〕このことは、トロッキーは勿論レーニンもよく承知しているから、彼等は連合側の援助を要求するかも知れないと、〔九〕彼等は米国がシベリア鉄道及び船舶を管理することには反対しないと言つてゐるけれども、日本の干渉には全ロシアを挙げて激烈な反対があること、〔十〕連合国としては、独ソ同盟並びにそれよりも互いに恐るべき日独同盟の成立を阻止するために、速やかに行動する必要があること、を上申した。<sup>(4)</sup> この電報は三月十九日の日本政府の対米

回答の発送以前であることを記憶する必要がある。

### 仏国の見解を米国に示し、賛成を求める

三月十一日、駐米仏大使は次の如き長文の電報を國務長官に送った。<sup>(4)</sup>

本国政府の命令により本件はここに最近仏国政府の入手した日本の対シベリア干渉問題に関する情報を閣下に通告し、合わせて共同の大義のため、その情報から導き出す適當と認める結論を指摘する光榮を有する。一般的に言って閣下もご承知の通り、日本は現在及び将来の地位を防護する必要上、アジアに干渉しなければならないし、また干渉するであろうと思う。もし日本が連合諸国の同意を経ずしてその干渉を行なえば、その干渉は連合諸国に敵対して行なわれることになる。その結果、後日ドイツと同じ誤解を受ける虞れがある。このこと自体、既に決定的考慮を必要とするものと認められる。連合諸国が日本と協定を遂げることは、日本から次の如き声明を得る唯一の方法である。

即ち、「日本はロシアという人格（法人）の同盟国として行動するものとなること、ロシアがいかなる政体を選択するかの自決権は、侵犯しないこと、ロシアがドイツの政治的及び經濟的政治支配に服することを救わんと欲していること、ロシアの国家的統一の再建を救助するものであること」を声明する必要があることを助言する。特に最後の点は当然秩序の回復を意味するものであって、現在の如き無政府状態の下においてはロシア人の成し遂げ得ない所である。次に日本政府と交渉することは、日本から領土的無関心に関する公然たる保障を求めることができる。

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）（池田）

このことは、単に日本の占領した地域の運命は講和會議の決定に委ねるという留保よりも、遙かに進んでいる。最後に日本の行動の範囲と効果とに關しても連合諸国において、その実体を明白に定め、それに関する誓約を獲得することができる。これが、目下東京において行われつつある交渉の主たる目的の一つである。仏国政府の見解に依れば、その交渉の結果は大きな影響をもつていて。

日本は五千六百万の人口を有する大国であつて、六十万の常備軍と同数の予備軍とをもち、本戦争中大いにその富を増した。日本は十分な繁栄を遂げ、現在相当な財力を擁している。もし日本が必要とあらば、連合諸国から財政上の手段を提供し得る。ただし、日本は干渉に関する負担と責務とを自ら引き受け、連合諸国の援助なく行動せんことを声明している。連合諸国が日本の干渉を正当化し有効化する計画で次の諸点を含んでいる。

一、ウラジオストックとハルピンとの両地点において、シベリア鉄道の終点を占領し、以つて連合諸国の貯蔵原を擁護し、ロシアとの軍事上及び経済上の交通路を維持すること。

二、北部アジアの鐵道線路の鍵であるチタを占領して、シベリア鉄道の支配権を獲得すること。

三、アナキストがドイツ人捕虜の援助を受けて駆逐したイルクツーク及びトムスクにおけるシベリア政権を再建すること。

四、ロシアの健全分子のために抵抗と誘惑の中心をシベリアに樹立し、南ロシアとの連絡を図らしむこと。

五、アジア・ロシアに貯蔵する穀物（三作分）及び多量の脂肪をドイツ人の手の届かないようにし、さらに、トルキスタンの綿花の搬出を防止することである。換言すれば、迅速に行ない得る經濟的行動を發揮することは、政治的行動よりも重要である。さらに、この行動はロシアの最も必要とする米国及び日本の製造原をロシ

アに送ることによつて補充される。

これが、フランスが連合諸国の利益のために、日本に提議せんとする綱目第一部である。公然たる声明及び説明的宣伝を以つて啓蒙手段を執れば、ロシア人もその有利にして、他意なきことを認めざるを得ない。同盟国たるロシアを代表する資格なき若干の敵対的ロシア人、もしくは訓練され武装した捕虜が抵抗しても、長期にわたつて日本軍の組織的進撃を阻止しそうにない。

フランス政府の意見によれば、日本の如き敏感な国を相手とする場合には、日本がその約束を守らないであろうとか、または、その声明する以外の意図を抱懐しているというが如き不信や不安の印象を与える措置は、現在の交渉において避けることが最も重要である。このことは米国政府も同一意見であると思う。本使は最近閣下から、日本がその約束を守り、取極を墨守せんと努力することを多とする旨を承つた。本使は結論としてここに、連合諸国はその最も信頼すべき筋から集め得た一切の情報に照して日本の干渉の利益及び不利益を精細に計算した結果、利益は不利益を遙かに超越すること、並びに出来る限り速やかに行動することが重要である。この行動を遲延または制限することがないよう結論した。

ロシア及び米国を含む連合諸国全部の一般的利益と合致する安全と有効性との条件の下に、日本の協力が得られることを確信すると同時に、米国政府が本件を再検討して、フランスの見解に賛成しフランスの行動に参加されることをお願いしたい。

三月十六日、米国政府はこれに対し次の如き返書を送致した。<sup>⑫</sup>

三月十二日付の貴論に敬意を表します。日本のシベリア干渉問題に関し、提案された諸点を慎重に考慮した。三  
日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）（池田）

月十一日、米国政府はポルツク參事官から貴大使に親しく御伝達申し上げた如く、目下この問題に対する米国の見解及び態度を変更できないことを申し上げざるを得ない。だが、それはフランス政府の見解に最高の尊敬を払い、かつ、フランス政府の提案に含まれた主張及び主義を徹底的に審議した結果なることを、貴大使が承知せられることを確信する。

### 日支両国軍事協定を締結

露独間の単独講和条約は、三月三日を以つて調印され、三月十六日には両国間で批准された。ドイツの勢力は次第に歐州やロシアを圧迫するようになり、シベリア方面にも浸透し極東の安全に重大な事態を生ずるに至つた。支那としても露国の勢力下にある北滿州及び外蒙古等の辺境地方に不安を感じざるを得なくなつた。よつて日支両国の利益を一致し、三月二十五日、共同防敵に関する日支協定が調印された。<sup>(4)</sup>

条文は次の通りである。

一、日支両国政府は敵国勢力の日に露国境内に蔓延し、其の結果将に極東全局の平和及安寧を侵迫するの危険あらむとするに因り、此の情勢に適応した両国が此次の戦争参加の義務を実行せむが為行ふべき処置を速に協同与量するものとす。

二、前項に依り、両国政府の合意を経たる後決定することあるべき事項を実行せむが為、両国陸海軍此次の共同防敵戦略の範囲に付協力を行ふべき方法及其条件は、両国当局官憲に於て之を協定すべく、該当局官憲は相互

の利害問題に付互に慎重誠実に隨時協議し、並に両国政府より確定して時期を俟ち実行するものとす。

その後この日支軍事協定は、さらに両国の軍事当局間に軍事協定の綱目につき協議が行なわれ、五月十五日の「日支陸軍共同防敵軍事協定」、同十九日の「日支海軍共同防敵軍事協定」へと発展していった。なお両協定への有効期間については、「日支両国の独壇敵国に対する戦争状態終了の時を俟ち其の効力を失ふ」とされた。さらに共同防敵の必要上、支那の国境内にある日本軍隊は、戦争終了後これを撤退する旨の声明が行なわれた。

### 日本は新シベリア政府に一切の援助を約束

三月二十九日、ハバロフスクに本拠を有するホルワット東支鉄道総裁は、布告を発してシベリアにおける秩序を回復し、ドイツの脅威を除く運動を指導する旨を声明した。モーザヘルピン米國領事がホルワットから入手した所によれば、田中参謀次長は在ハルピン特務機関・中島将軍に対し、次の如き電報をホルワットに伝達するよう命じた。

貴電に依りハバロフスクの実情並びにホルワット将軍の真意を了解した。日本政府及び日本国民は決してロシア国民を敵とは認めない。従つて日本は何等侵略的意図をもつていいない。露独間に単独講和の談判が開始されて以来、ロシアの領土は二分せられ過激な共産主義が極めて迅速に拡大しつつある。ボルシェビイストはその勢力を逞しく伸張させ、政治的秩序を破壊しつつある。全国の政治が無政府状態にある。ドイツはこれを利用して、ロシア及び極東にその勢力を拡大せんとしている。日本帝国及び大陸諸国は戦時行動に関する当初の計画に従い、独壇の破壊に対し秩序回復の事業に参加せんとする希望を表明している。この意味において、日本政府及び国民はシベリ

アにおける眞のロシア人が一致して自治を宣言し、ロシア人を無秩序な状態から救出し、敵の勢力を挫かんことを誠心誠意希望するものである。ホルワット将軍の抱懐する主義及び綱領が前述の思想と合致するに鑑み、日本国は遅滞なくかかる政府を援助するものである。この援助は連合諸国の同意する所であると信ずる。

しかしながら、帝国政府はかかる政府の樹立される以前に武力を以つて、政府の樹立を促進することはできない。なぜならば、日本がロシアの領土を占領せんとする秘密の企画をもつていると解釈されるからである。これは却つて、ロシア人の間に有害な感情を起こし、彼等をドイツ人の懷に返すのみであるばかりか、極東における最近の事態に対し執りつつある日本帝国の主義と政策に全然背反するものである。

今日まで、各都市の代表者は誰人と何事を処理してよいかわからない。彼等の間には統一もなければ協力もない。お互いに争つてゐるだけである。従つて、日本政府の意見によれば、速やかにシベリアに自治を再建せんとするがためには、ボルシェビイストにして共産主義と関係を絶ち、新政府に加入せんとするものはこれをも許すべきであると思う。

貴下は前述の綱領を十分ホルワット将軍並びに各地代表者に説明し、帝国政府は依然何等行動を執らず、彼等の成功を祈つてゐることを確信されたい。日本政府はホルワット将軍が極東露領に正しき行動を執り、各派の代表者を一丸となして、恒久的政府を形成せんことを望んでいる。事情は右の如くであるから、新シベリア政府が完全に出来上り、後に日本政府に援助を要請される時は、日本政府は一切の援助を与えるのみならず、他の連合諸国全部に呼びかけて、共同の目的達成のために共同の事業を求める。

ホルワットは中島將軍に対し「日本の支持はいかなる代償を求めるのか」と尋ねた。中島將軍はこれに対し「自分

はそれに答える権限を有していないが、日本はロシアの領土を一寸たりとも要求しない。日本の要求は恐らくトウラジオストックの一切の要塞を取り外す」と、<sup>④</sup>「シベリア全土における一切の漁業権、<sup>⑤</sup>黒龍江の航行権、<sup>⑥</sup>四支那に要求したと同様な鉱山の優先的なコンセッションである」と答えた。

四月四日、ホルワットが米国領事に語る所によれば、「日本は昨日（四月三日）も、また前記の申し出を繰り返したけれども、日本の提議のみに依つて行動することは、國家を日本に売るものであると批難され、恐るべき反対を招くから行動し得ない。米国さえ日本の要求に参加すれば行動する。しかし、もし政府を全部組織した上で米国に支持を求めた時、米国からその支持を得ない場合には、自分の立場は大変困る立場に陥る」と語った。

なお、ホルワットは米国領事に「米国政府が米国もしくは連合側の支持の下に、資金及び人員を以つて支持してくれるならば、直ちに当地において各派の代表者から成る臨時政府を組織し、シベリアの秩序を確定的に回復するのに努力する。そして、戦争が終了するまでシベリア及び東支那鉄道の運営を米国に引き渡し、連合諸国の軍隊を以つてこれを守備し、シベリアに蓄積された資材がドイツ側に行くことを阻止する。新政府は軍隊に従つてシベリアの奥地に進み、秩序の回復を待つて公選を行なう。政体は共和制を採用し、ドイツ側とは講和しないことを保障する。もし米国がこの提議を好意を以つて考慮すれば、他の連合諸国にも同時に支持を求める」旨を、米国政府に伝達すべく求めた。米国領事はこれに加えて「シベリアは米国のみを信頼する」と上申している。

#### 注

④ United States, Department of State, Foreign Relations of The United States (以下 Foreign Relations と略称), 1918, Russia, V. II, Washington, pp. 43—44.

⑤ Foreign Relations, op. cit., pp. 49—50.

日本シベリア出兵をめぐるベニカの態度 (1) (泡田)

◎ Foreign Relations, op. cit., p. 55, pp. 57—58.

◎ Foreign Relations, op. cit., p. 56.

◎ ハサウエー外相は、支那公使に対し「ハサンベ、オランダおよびスペインの投資家たちは、シベリア鉄道の株式会社債に多大の利害関係をもつてゐる」と語った。

◎ Foreign Relations, op. cit., p. 57, pp. 58—61.

◎ ハサウエー教授編集の「ハサウエー大佐文集」によれば、三月四日、大統領が急に日本政府への通告延期を命じた理由は、主としてハサウエーの反対に基くものようである。三月一日、ハサウエーは駐米露國大使ニヨーモークのハウスを訪問し、「日本シベリア出兵はロントン人をドイン側く追いやふいにだる」と説いた。その結果、ハサウエーは翌三月三日、大統領に「連合諸国の大使を召集して、日本の出兵がいかなる結果になるかを説明すること」、(1)日本の出兵による軍事上の利益は漠然たるものであるゆえ、米国人の戦争に対する熱情を冷却し、米國の道徳的立場を低下もしくは喪失せしむること、(2)日本のシベリアに対する行動および政策を声明せらるるに、(3)その声明は大統領覚書の線に沿うるに、(4)日本は米国が引き留めるのは、日本に敵対するがためでないか、と英國に問い合わせることと、(5)米国としては慎重な態度を執る必要があり、また米国新聞をして煽動的な論説を書かないように警告すべしであると申し入れた。さらに、同日(三月三日)、書面を以て大統領に「日本のハサウエー干渉の危険に關しては、ルートの貴下および私と同意見である」と表明してゐる。(Seymore Charles, *The Intionate Paper of Colonel House*, Vol. III, Houghton Mifflin, Boston, 1926, pp. 404—405)。

◎ 後藤新平によれば、「(1)日本、英國政府は珍田大使に対し、ドイツ勢力の東漸防止のため、シベリア鉄道の連合国管理案を提議し、その実行を日本に依頼した旨を申し出た。翌三月七日、米国もまた大使を通じて覚書を帝国政府に提出してあた。それは『もし干渉を行なう場合は、日本政府が最適任の地位にあるけれども、現在これが干渉を行なうは果して得策であるか否か最疑を存する」とである』といふものであつて、日本のシベリア出兵には賛成し難きものであった(翻訳、『後藤新平』第三卷、勧草書房、一九六六年、八七八頁)。

◎ Foreign Relations, op. cit., pp. 67—69, pp. 72—73, pp. 78—79.

◎ Foreign Relations, op. cit., pp. 81—82.

(37)

後藤新平伝によると、三月十九日、日本政府は英國政府に対して、「(1)米国政府がいかなる態度を執るかに拘らず、本件を実行した場合において、米国政府は精神的および物質的援助を与えるや否や、(2)英國政府は地域の範囲をチエリアビンスクまたオムスクに達することを必須条件と認めるや否や、を質問したのであった。米国の態度は本文の如くであるのを知るや、さらに、英仏は米国を勧説する必要を認知し、様々な方法を以って米国に対しロシアの実情を説示した。だが、米国は依然として從来の態度を変更する模様なく、三月二十五日に至り、駐日大使をして、シベリアにおける重大な事態より生ずる諸難件を解決するため適當と思惟する措置に關して、米国政府は腹感なく日本政府と意見を交換すべき旨を答えた」とある（鶴見祐輔、前掲書、八七八一八七九頁）。

Foreign Relations, op. cit., pp. 84—88.

(38) 後藤新平伝によると「當時の閣議においては、絶えず出兵問題に就いての論議が行われた。しかし、これらの閣議において、本野外相が出兵論を唱えたに対し、寺内首相は慎重論に傾いた」とあり、後藤内相の手記による次の如き覚書は當時の模様を書き留めたものと思われる（鶴見祐輔、前掲書、八七九一八八〇頁）。

首相

1. 列国より要求あれば直ちに出兵すべしとは首相の意見に非らず。
2. 独逸勢力東漸の程度危険に迫ると認むるときは断じて出兵せざるべきからず。
3. この戦局に深入することは上下共に望まざる所なりとし、単純に出兵することを不可とす。

外相

1. 列国同意の上は出兵すること首相も異議なきものと信じておる（この点首相との意見が一致せざるものとみる）。
2. 然らざれば今日の米国の卒直なる告白に対しても外相と首相との見解に差異あるや否や。
3. この際この儘にせば、独逸の勢力東漸に任すべからず。独逸兵頭上に来るを待つべからず。

首相

1. 露国再興のために必要なれば出兵を断行すること不可とせず。
2. 独露連合の兵来るときは直ちに出兵せざるべきからず。
3. この機会に乘じ一部の露領を占領せんとするの企画を有せず。

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（1）（池田）

日本のハベラト出兵をめぐるトメニカの態度 (11) (紀田)

四〇

4. 今日世界各國の威嚇をもつておらず。日本從來外國に出しがらわれる戰争をしたる歴史なし。

⑩ Foreign Relations, op. cit., pp. 73—74.

⑪ Foreign Relations, op. cit., pp. 75—77.

⑫ Foreign Relations' op. Cit., p. 80.

⑬ 鹿島守之助、『日本外交史1』(支那問題)、鹿島研究所出版会、昭和四十六年、五一八—五一九頁。

⑭ 鹿島守之助、前掲書、五二一頁。

⑮ 一九一五(大正四)年一月十八日の大支|十一ヶ条要求の件を指してゐる。

⑯ Foreign Relations, op. cit., pp. 97—99.